

## 行田市 I C T 支援員派遣業務委託（長期継続契約） 仕様書

### 1. 目的

I C T 機器等の取扱能力が高く、学校における I C T 機器を活用した授業の支援、研修、教材作成等の支援ができる者（I C T 支援員）を学校に配置し、授業等において効果的に I C T 機器が活用されるよう支援を行うことによって、本市における I C T 教育の推進に資することを目的とする。

### 2. 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

### 3. 履行場所

市内全小中学校（小学校 1 2 校・中学校 8 校）

※別表 1 「I C T 支援員設置校一覧」のとおり

### 4. 委託内容

本委託業務は以下の内容とする。なお、本市で使用する主な I C T 機器・ソフト等については別表 2 「I C T 機器等一覧」を参照のこと。

#### （1）対応人員及び訪問日等

- ① I C T 支援員の配置人数は 2 名分とする。
- ② I C T 支援員は原則各学校担当制とすること。ただし、勤務体制により複数人で担当することも可とするが、引継ぎ事項等は確実にを行うこと。
- ③ 訪問日は、原則として月曜日から金曜日の学校開庁日（祝日、年末年始・学校閉庁日は除く）とし、各学校への訪問日については、前月の 2 5 日までに翌月の訪問予定を教育委員会と調整すること。
- ④ I C T 支援員の病気等の事由により、訪問予定日に訪問し難い場合は、速やかに教育委員会又は学校に連絡をし、代替支援方法について協議すること。  
なお、天災、インフルエンザ、その他の事情で当日、又は前日に休校となった場合についても、その都度代替支援方法について協議することとする。

#### （2）訪問時間

- ① 勤務時間は、原則、8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分までの間での連続した 8 時間滞在（7 時間勤務、休憩 1 時間）とすること。
- ② 1 日に 1 校の終日滞在を基本とするが、特別な事情がある場合は協議の上、変更する。

### (3) ICT支援員による支援業務

#### ①授業支援

- ・授業開始前のICT機器等の設定、動作確認及び設置等の授業準備支援を行うこと。
- ・各学校において、ICT機器を活用した教材・他校の実践事例の紹介、ICT機器を活用した授業提案を行うこと。
- ・Teams、Zoom等を活用したオンライン授業、リモート会議等の環境設定や操作支援を行うこと。
- ・授業中のICT機器等の操作支援（教員及び児童、生徒）を行うこと。
- ・デジタル教科書の活用に関する支援を行うこと。
- ・教職員が授業で使用するワークシートや教材、ICT機器の操作・運用マニュアルなどの作成支援を行うこと。
- ・教職員による児童生徒の情報モラル、ICTリテラシー授業の提案を行うこと。
- ・本業務においては、これまでの学校における教育実践にICTを融合させて教育効果を高めることを目的とし、単にICT機器を使うこと自体が目的化しないよう留意すること。

#### ②研修支援

- ・ICT機器及びソフトウェアの活用を促進するため、教員向け校内研修会の企画、準備、実施を行うこと。

#### ③障害対応支援

- ・訪問時にICT機器の障害が発生した場合の一次対応を行うこと。なお、原因が判明している簡易なICT機器の不具合については、教職員立ち合いのもと処理すること。

#### ④その他

- ・学校ごとの児童生徒のアカウントの作成、管理、年次更新等の作業を行うこと。
- ・その他、教育委員会及び各学校との協議により、必要と認められる事項について支援を行うこと。

### (4) 管理業務

- ①受託者は、ICT支援員が十分に学校の支援を行えるよう、ICT支援員とは別にICT支援員業務統括責任者1名を設けること。なお、ICT支援員業務統括者はICT支援員を兼務しないこと。
- ②ICT支援員業務統括責任者は、全体を統括するコーディネーターの役割を果たし、ICT支援員が十分に学校支援を行えるように、ICT支援員の業

- 務状況の把握、指示、指導、助言等の管理及び研修・サポートを行うこと。
- ③研修を行うにあたっては、ICT支援員資格（ICT支援員能力認定試験）又は同等の知識及び技能を有した者が関与して行うこと。
  - ④緊急時のサポートに対応できる環境及び体制を有すること。
  - ⑤ICT支援員の訪問日以外でも学校からの相談及び問い合わせ等に対応できるよう、学校やICT機器導入業者からの連絡を電話・メール等で受けられる体制を構築すること。

## 5. ICT支援員の要件等

- (1) ICT支援員資格（ICT支援員能力認定試験）又は同等の知識及び技術を有し、かつ以下の内容を含めた24時間以上の研修を終了していること。
  - ①著作権、個人情報に関する研修
  - ②学校や教員の全般的状況、学習指導要領等の教育的知識に関する研修
  - ③模擬授業実践を含む授業支援の研修
  - ④技術研修（ホームページ作成技術、ネットワーク知識等を含む）
- (2) 本市が導入している端末・ソフト（OS含む）に関する操作方法、各種設定、学習に効果的な活用方法、障害対応方法について十分な知識を有すること。
- (3) 教員や児童、生徒と関わっていくうえで適切なコミュニケーション能力を持ち、礼儀やマナー等を遵守できる者であること。
- (4) 学校現場で業務を行う際は、児童生徒の模範となるよう言葉遣いや身なりに注意を払うこと。なお、配置したICT支援員が、学校運営上に支障をきたすような事象を発生するおそれがある場合は、協議のうえ、受託者の責任でICT支援員を入れ替えること。
- (5) 委託期間内に途中でICT支援員が交代する場合は、本業務に支障のない体制を維持できるよう、速やかに教育委員会に連絡し、以降の対応について協議すること。

## 6. 実施報告書等の提出

- (1) 受託者は、月ごとに業務の実施状況を、翌月15日までに教育委員会に提出すること。
- (2) 受託者は、教育委員会に対し、定期的に活動報告会（学校訪問・支援状況の報告等）を実施すること。
- (3) 教職員のICT機器等操作にかかる習熟度を図るため、適宜、アンケートを実施すること。

## 7. その他

### (1) 負担区分

- ①支援業務に伴う消耗品等については、受託者の負担とする。  
ただし、教員が使用するものと同等の学習用端末については、教育委員会から貸与することとする。
- ②学校訪問時ほか業務上生じる移動交通費（ガソリン代等）については受託者の負担とする。なお、自家用車で通勤する際は、各学校で決められた場所に駐車すること
- ③受託者の瑕疵により、学校の I C T 機器等に故障などの損害を与えた場合は、受託者が当該機器の修繕に係る経費を負担すること。

### (2) 著作権の譲渡等

本仕様書に示す業務にて作成・変更・修正されるドキュメント類の著作権は、受託者が従前より保有していた等の明確な理由により、事前に書面にて権利譲渡不可能と示したものの以外、全て市に帰属するものとし、受託者は、市の承諾を得ずに第三者に譲渡・公表・貸与及び使用してはならない。

### (3) その他

- ①業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- ②受託者は、本業務の実施において、民法、刑法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行田市個人情報の保護に関する法律施行条例等の関連する法令及び行田市情報セキュリティ基本方針等を遵守すること。
- ③業務上知り得た情報、画像などは、教育委員会に無断で転用してはならない。
- ④この仕様に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、教育委員会、受託者双方協議のうえ定めるものとする。

別表1 ICT支援員設置校一覧

|    | 学校名        | 所在地          |
|----|------------|--------------|
| 1  | 東小学校       | 行田市長野2-26-8  |
| 2  | 西小学校       | 行田市持田3-5-9   |
| 3  | 南小学校       | 行田市佐間1-25-4  |
| 4  | 北小学校       | 行田市和田94-1    |
| 5  | 埼玉小学校      | 行田市埼玉4610-2  |
| 6  | 下忍小学校      | 行田市下忍2451    |
| 7  | 泉小学校       | 行田市持田70      |
| 8  | 桜ヶ丘小学校     | 行田市長野1880    |
| 9  | 南河原小学校     | 行田市南河原782    |
| 10 | 忍小学校       | 行田市本丸7-20    |
| 11 | 見沼小学校      | 行田市荒木1606    |
| 12 | 太田小学校 (※1) | 行田市小針3521    |
| 13 | 忍中学校       | 行田市本丸18-6    |
| 14 | 行田中学校      | 行田市佐間3-3-8   |
| 15 | 長野中学校      | 行田市桜町2-1-55  |
| 16 | 見沼中学校      | 行田市荒木4892    |
| 17 | 埼玉中学校      | 行田市埼玉4143-1  |
| 18 | 太田中学校      | 行田市下須戸1164-1 |
| 19 | 西中学校       | 行田市持田600     |
| 20 | 南河原中学校     | 行田市南河原1081   |

※1 令和4年度においては「太田西小学校」

別表2 ICT機器等一覧

| 種類          | 名称・規格等  | メーカー等            |
|-------------|---|------------------|
| タブレット端末     | Dynabook K50  | 東芝               |
| 端末OS        | Microsoft Windows   | Microsoft        |
| 学習プラットフォーム① | Office365 Education   | Microsoft        |
| 学習プラットフォーム② | G Suite for Education   | Google           |
| 学習支援サービス    | eライブラリアドバンス   | ラインズ             |
| 学校向け eポータル  | L-Gate  | 内田洋行             |
| フィルタリングソフト  | i-FILTER@Cloud GIGAスクール版  | デジタルアーツ          |
| 大型提示装置      | 55型ワイド液晶ディスプレイ  | アイ・オー・データ        |
| ワイヤレスHDMI   | Miracastレシーバー   | エレコム             |
| WEBカメラ      | UB-UCAM200  | プリンストン           |
| Wi-Fiルーター   | G3  | Ucloudlink Japan |
| 指導者用デジタル教科書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校算数（東京書籍）</li> <li>・ 小学校外国語（学校図書）</li> <li>・ 小学校理科（東京書籍）</li> <li>・ 中学校数学（東京書籍）</li> <li>・ 中学校英語（光村図書）</li> <li>・ 中学校理科（東京書籍）</li> </ul> |                  |

※学習プラットフォームについては、基本は「Office365 Education」を使用する。

※Wi-Fiルーターについては、自宅への持ち帰り学習を実施する際に、家庭にWi-Fi環境がない児童生徒に貸し出すものであり、通常時は使用しない。

※本表はプロポーザル実施時点のものであり、今後、新たにソフトウェアやICT機器等を導入した場合は、それらも対象とすること。